

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会  
電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ（第2回）

議事要旨

日時：令和2年10月27日（火）13:00～15:40

場所：オンライン会議、経済産業省別館310会議室

出席者：

<委員>

山内 弘隆座長、安藤 至大委員、後藤 元委員、新川 麻委員、高村 ゆかり委員、  
堤 あづさ委員

<経済産業省>

小川電力基盤整備課長

<説明者>

電力広域的運営推進機関 金本 良嗣理事長、都築 直史理事・事務局長  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 山田 心治主任研究員

議題：

- (1) 第1回でご指摘のあった論点等について
- (2) 海外類似機関調査について
- (3) 電力広域的運営推進機関の検証について

議事概要（自由討議含む）：

- 電力広域的運営推進機関より資料3に基づき説明
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社より資料4に基づき説明
- 事務局より資料5に基づき説明
- その他、委員からの主な意見

資料3 電力広域的運営推進機関資料（第1回でご指摘のあった論点等について）

（委員）

- ガバナンスについて。前回、利益相反の議論をするときに、新電力や他の方の人達との利害関係を踏まえて、利益相反がでないような形で組織が運営されているという説明であった。そのチェックをどなたがするのかという時、評議員会しかないと

思っていたが、資料を拝見すると、評議員会の中身は有識者が意見を発言するというスタンスで、またそれが期待されていること。

- 評議員会は、議論の客観化・透明化を図る目的という説明になっているので、利益相反のチェックをすと思うと、また違う観点から考える必要がある。
- 利益相反に配慮した運営がなされている組織デザインになっているとのことだが、誰もチェックしないより、あった方がいい。組織の職員ではなく、独立した外部の方が運用する仕組みを入れていく必要がある。一般的な会社は、社外取締役を入れて少なくともそのようにしている。
- 監事は会計士と弁護士なので、社外監査役もしくは社外監査員と同じような位置付けではないか。逆に評議員会が利益相反のチェックをできるかという点で、それはむしろ監事にさせていただくのが普通。
- 評議員会はもっと大きなレベルで政策全体の方向性や、大きな意味で電力業界の人達がやっている組織だとすると、国民全体の利益と異なる方向に向かわないようにチェックする必要がある。株式会社でいうと、社外取締役が株主の目線から利益を上げているかをチェックしている。
- 電力広域機関は、利益のための組織ではないので、評議員会が個々の取引や紛争解決について、利益相反を中身まで確認するというのは、期待されている役割と異なる。そういう意味では、監事の役割かと思うが、体制としてじゅうぶんかということ。利益相反と一口に言っても、どういうところで利益相反が起りやすいかは、業務の中身次第かと思う。
- 総会におけるルール議決においては、業界ごとに3分の1ずつ議決権を持っている点では、一部の業界だけの利益になるわけではない。個々の紛争処理や割り振りみたいなことについて監査がどのようになっているのか、過去に利益相反が疑われるような事例があったのかということになる。
- 今後多額のお金を扱われることになると、色んな問題が起きるので、外部からの目という意味で、外部監査法人の導入を考えても良い。

#### (説明者)

- 現状の整理は、監査室・監事の業務監査の一環として、担当者が利益相反的なことをしていないか、ルール違反をしていないかどうかをチェックしている。
- 監査室について、執行部局からはインディペンデントな職員が会計監査と業務監査を両方実施している。
- 電源の接続や系統へのアクセスという時に、過度に新規の電源設置者を拒んでいないかということでは、中立性・公平性が典型的に求められるところ。

- 紛争解決ということで、ADR（裁判外紛争解決手続）の認証を受けている。前回、理事会には、常に監事の方が入っていただいていると申し上げたが、そういったところにチェックが入っていることは間違いない。
- 注意して業務に当たっている自信はあるが、そこについて客観性ということが必要という御指摘があったと認識している。この点について、やましいことをやっているわけではないので、もしも必要とあれば、確認していただくためにも、外部の方にお問い合わせすることはあり得るのかもしれない。

#### (委員)

- 接続のトラブルで件数として983件ある。外形的な客観性という意味では、その時に担当する職員がどこの出身なのか、具体的な案件というよりも、ある程度定量的に、異なる出身の電力会社の方がやっているというデータを示すことも1つある。
- 983件は、たくさん仕事をされているという意味もあるし、逆にいうとそれだけトラブルが発生しているということ。それがどういうタイプのトラブルで、類型を分けることができるのか、また、解決がどういった形になることが多いのか。5、6年やるなかで、毎年同じように発生してしまうのか、それとも相場観ができて、最初から落ち着くべきところに落ち着いていればトラブルにならないのか、件数としては減少傾向にあるのか、そういったことがもしわかれば、効率性というか、電力広域機関の評価とあわせて参考になる。
- 電力・ガス取引監視等委員会のような紛争解決をやっているのではなくて、相談窓口をやっているのか。
- 審議会場で、新電力がアクセスを申し込んだら、わざわざ遠い所に接続回答された、長時間かかったという話が出ている。そういった意味では、電力広域機関で調整されるというのは良いと思う。そういった事業者が、電力広域機関にアクセス検討を申し込んでいるのではないか。

#### (説明者)

- 前提として、983件はトラブルの件数ではない。電源をネットワークに接続する際に、本機関が発足する以前は、各一般送配電事業者のネットワークサービスセンターが接続の検討をし、工事費などの契約をしていた。
- 例えば、ある事業者が2つのエリアで発電事業を行う場合、2つのエリアで解釈が異なる場合もある。本機関をつくるときに、従来通り、各一般送配電事業者に相談するのもよいが、本機関も窓口業務を作ることで、事業者がどちらかを選べるようにした。
- 一般送配電事業者に申し込んだが、セカンドオピニオンのように電力広域機関に相談いただくことも可能。983件については、本機関が窓口業務としてアクセスに関する

御相談・契約手続として処理したもので、その中には、もしかすると、電力広域機関の対応に不満がある人もいるかもしれない。

- 事業者によっては、一般送配電事業者ではなく、本機関にのみ相談される方もいる。本機関は勝手に図面を見て適当に検討するわけではなく、当然あるエリアの事業であれば、そのエリアの方とも電気工学的な調整や協議を行う。折り合いをつけた上で、我々としてお答えをしている。実際の契約は各エリアの一般送配電事業者と行うことになるが、意思疎通がおかしくならないようにしている。
- 系統アクセスのイメージは、地域の一般送配電事業者にアクセスを申し込み、一般送配電事業者がどのように接続できるか、どれくらいコストがかかるのかを回答することが基本となる。
- 本機関に申し込むこともできるが、本機関は一般送配電事業者に接続検討があったことを送付し、一般送配電事業者から計算結果をもらった上で、その結果が大丈夫かをチェックし、申請者にお返ししている。983件という数字を出したが、一般送配電事業者に直接申し込む件数ははるかに多い。
- こうした審査は一般送配電事業者に在籍していた方しかできない。何をやらないといけないかという、東北エリアの申請があった場合は、東北電力ネットワークではなくて、例えば九州電力送配電の方が審査を行うなど、クロス運用がされているかが一番重要となる。それについては、監査室が調べて監事に報告する仕組みをとっている。

#### (委員)

- 系統運用の拡大が電力広域機関発足時の大きなミッション。今でも需要家も含めて非常に強い期待があり、2015年発足時から比べても大きく前進したといえると思う。いくつか例を出していただいているが、間接オークションの実現もそう。他方で期待はもっと大きくて、脱炭素・再エネを最大限入れていくとなると、広域運用をさらにどうやって効率的・効果的に進めるかということが期待されている。
- 先程、系統アクセスの話があったが、電力広域機関に対して不満はないとはいえないかもしれないが、やはり中立的・公正な機関としての信頼はできていると思う。電力広域機関のセカンドオピニオンとしての役割をどう評価するかだと思う。
- 電力広域機関の目的発足時の趣旨を踏まえて、広域系統運用について、今後4、5年でこういうふうにしていくというか、ミッションステートメントではないが、広域運用に関してこういう課題があって、こういうふうにしていきたい、中期計画かもしれないが、そうしたものを作るといってもあり得る。電力広域機関が日々努力をしているのを外にも示すことになると思う。
- 広域運用の観点から、国に対してもっとこれをするべきという提案機能があれば、職員のモチベーションになる。

- 広域運用に関しては、マスタープラン含めて非常に進んだし、これをやはり引き続きやっていただきたいと思います。日本の系統運用の制度になるが、より透明性の高い系統運用について、もう少し改善する余地があると思う。いまのは、1つの例だがむしろ趣旨としては、ミッションステートメントではないが、自らの広域運用をどういう課題があって、どういう目的を持って、今後4年間でやっていくかというか、社会的な使命を明確にするということが1つ重要かと思う。
- 実際の運用のなかで、もっと改善できるという点は、苦情のところから見えてくると思う。むしろどういう運用をどのようにするのかを、国のほうにインプットする双方向の機能というか、やりとりがあっていい。

#### (説明者)

- 大きな話というのは経済産業省と詰めて出すという話なので、本機関が勝手にやるのを期待されても困る。基本的に技術的な基盤をきちんとやり、色々なご提案があるが、これならかなり効果があるというものを両方で一致して、出して行くことが基本となる。

#### (事務局)

- 電力広域機関が、供給計画を取りまとめにあたって意見を付すというのは既にある。それ以外のところでは、日常の中でやりとりするなかで、審議会で扱う具体的な案件についても、提案をいただく場合がある。

#### (座長)

- 予算と執行を分けた場合に、立案について、電力広域機関が何か目標を立てるのは難しい。

#### (委員)

- 電力広域機関で現にやっていることを、少し大所高所を編み込みながら、やっている人間が独自に出すのは難しいと思うが、大きな方向性としてもっとこうした方がいいというのは評議員会ではないか。
- 現場でやっていることを1個1個チェックしてとなると監査かと思うし、やっている側がちゃんとやっていたらいい。少し評議員会と理事会というか執行側の役割について棲み分けがあった方がいいと思う。
- 具体的なプランが全部出てくる趣旨ではなく、1個1個の細かいデータの検証について、もう少しやれるのではないかと、もう少し頑張れということ。上場企業の社外取締役は取締役会で株主の利益の観点からもっといけるのではないかと。事業の統廃合は関係ないとは思いますが、それに相当するのが、組織法上の立て付け上、評議員会

になる。

#### (座長)

- レベル感によるかとも思うが、評議員会はかなり細かい議論をする。系統の制度や費用負担の話もある。情報を頂いて、その中での公平性を判断することはできるが、ミッションステートメントとして、ここまでやりましょう、こういう形にしましょうという提案的なところは、評議員会としては難しい。
- 例えば、大学でも長期計画をつくって、それについて監査ではないが、ここまでやっていることをチェックできると思う。立案となると組織として無理なのではないか。

#### (説明者)

- 本機関は、認可法人というステータスだが、独立行政法人は国が中期方針を作った上で、それに対して5年間の中期計画を作成し認可を受ける。それとは別に、毎年度の事業計画もある。本機関は、そう意味では法律上、中長期計画は組み込まれていない。法人の性格が違うといえば違うが、認可を受ける毎年度の事業計画を作成する際も、長期展望の中で、来年度はどういう位置付けとなるのか、そういったことを考えなければならない。
- 評議員会でも事業計画をご審議いただくが、そういったところを参照するような形で対応するやりかたは、ミッションステートメントを作るということもあり得る。そして、第三者として評議員会で議論していただくこともあるかもしれない。

#### (委員)

- 監事が理事会の業務運営をチェックする機能という形で、上部組織とは独立の立場の方が入られるということでカバーされるかと思う。ルール通り運営されているかを、監査室が業務レベルでチェックをされているという理解で、その業務が問題ないかを監事と監査室が連携して行っている理解している。
- ガバナンスというと、監査役は身近な意思決定そのものに関与しないというか、ある意味ご意見番で終わってしまう。社外取締役として、ガバナンスの意思決定に入ること、ルールの決め方自体から入るべきではないかというのが、今の方向性かと思う。
- 例えば理事の方にそういった立場の方を入れるのかというイメージになる。少なくとも監事がしっかりルールや方向性を決めて、適正性についてきちんと役割を果たすのが最優先ではないかと思う。
- これに関して資金管理の動きが紐付いていくという中で、監事・監査室の体制で十分なチェック機能が果たせるのかという話となる。これも内部監査をするか外部監

査を受けるかのメリット・デメリットみたいな話でいうと、内部監査のメリットという、身近かつ内部であるからこそ現状がよくわかるということがある。コミュニケーションもとれるし、その後の対応もきめ細やかにできるメリットがある。その時々トピックにフォーカスした形で柔軟に対応できるメリットがある。

- 一方で、あくまで事務局の下組織としての、客観性・独立性として本当にやっているのかは、外部からはなかなか見えにくいところが出てくる。そこは外部監査のメリットにもなる。外部監査として会計監査を導入すると、必要な部分だけ見てほしいというのはなかなか難しい話となる。いわばレストランにおけるコース料理であり、監査を受けるなら、きちんと前菜からデザートまで手続をやらないと保証はできないという話になる。コスト面でも導入するとなったらなかなか大変かと思う。ただ、電力広域機関の組織規模や今後何兆円規模の資金管理を担うという位置付けとなると、外部のチェックというか、外部監査を受けた方がベターだと考えられる。
- 目的適合性の確認という部分について、役割と成果を簡潔にまとめていただいたが、注意しなければならない点が1点ある。例えば、間接オークションによって取引量2倍とか具体的な数字をもって、組織が機能していると評価されてしまうと、今度はこの数字を維持・向上することにより、これがゴールになってしまうと困る。経済学でいうマルチタスクといわれるいくつかの業務を人をお願いする際に、評価しやすい指標だけで評価すると、他の評価しにくい取組については、行われなくなる。全体をフワッと評価した方が実は良いという議論もある。数字による評価が一人歩きしすぎないように注意する必要があると感じている。
- 2点目は、今後業務追加において組織の構造や必要な人材が変化していく中で、どういう人材がこれから必要なのかと考える必要がある。その場合、プロパー職員を増やすという観点から新卒を採用して育てるというよりも、人材の年代によるばらつきを見た限りでは、中間層を増やしていく必要があると認識している。そういう観点から中間層の増強を考えるのであれば、どういう形で、どういう業界から中途で入ってもらえるのか、こういうことをよくよく考える必要がある。
- 非常に優秀な人であっても、様々な業界の変化によって、活躍の機会が少し失われている人もいないわけではない。そういう他業界で優秀な方、こういう分野の方ならこの組織にきても活躍できると思う。それも特に電力業界に限らず、学習能力が高くて、別に得意分野があれば、そのほうがいいかもしれない。限定するわけではないが、銀行出身の方だと大きなお金を扱うのに慣れてるとか、1円単位で合わなかったら帰れないとか、そういう文化に慣れてる方となれば、お金の扱いなどについても厳密にやってくれると考えている。
- それに付随して、どのような教育訓練とまた評価・報酬設計が必要なのかと考えた際に、人材を確保する、それも公益性がある仕事について、人材を確保するとなる

と、やはり公務員の処遇が上限になってしまうことに問題がある。特殊な技能や知識が必要で、コンピュータを使ってシミュレーションをするなど専門家しかわからない仕事について、ここまでが支払える上限の金額となると、その金額では人材が確保できませんとなる。それは、もったいない話なので、どういう形で処遇を設計すればよいのか、これを見直す必要がある。

- 報酬には、金銭的なものだけでなく、非金銭的なものもある。教育訓練の機会、外部の研修、場合に寄っては、海外の機関で研修を受ける、こういうことが動機となり、この組織で働きたいと思ってくれる可能性もあるので、すぐに検討する必要がある。というのも、業務追加をされてから、人を手当するとなると遅いので、それより前に動くことで、人材を確保することが必要である。
- 役員に求められる役割ということで、再任2回までとなると、最長6年ということになるが、当初、任期に上限をつけた意図はわからないわけではない。ただ、2000年代の経済学・経営学の研究で、外形的に2期4年という枠を決めてしまうことのメリットについて議論もたくさんあった。外から枠を決めることに一定の合理性がないわけではない。
- ただ、それに対して反対側の意見もあって、任期が限られていて、それ以上更新できないとなると、自分の任期の間はつつがなく行い、面倒な作業は先送りするということが観察されている。国際的な経営者の比較をすると、オーナー社長みたいな自分と自分の一家がオーナーシップをずっと持っているほうが、結果パフォーマンスがいいという議論もある。当初の意図は理解できるが、考え方をもう一度整理してはどうか。
- 特に理事長含め理事の任期が5か月ということで、後任の方が的確にすぐに見つかるのであれば問題ないかもしれないが、他の機関であまりやっていない取組について、どういう意味があるのかを再検討し、すぐにでも動いた方がいい。
- 注意しなければならないのは、後継者や代わりの人が育っていないため、今の人が継続となると、後継者を育てないことで自分が居座れるとなってしまうので、このあたり、うまい仕組みをデザインする観点から、役員の方がどういう形でどの程度の期間、業務に携われるのか再検討の必要があると思っている。
- 最後の要素について、電力の供給側が出資しお金を出しており、消費者側を考慮して評議員会が存在するという話であった。そもそも会員支出により運営すべきなのかについて少し疑問は残っている。今後FITに関して、色々お金の出所がかわってくる話があったが、そうするとお金に色はついていないので、どのお金で人材の育成をしているのか、どういう切り分けなのか、こういうところが議論になる可能性があると思念している。
- 例えば、これまでの受益者負担という観点を踏まえると、会員が出したお金で運営している場合には、人材育成にどうお金を使うのか、一般的な技能向上や外部研修



などにふんだんにお金を使ったら、会員企業は納得しないかもしれない。では、資金の出所が複数になったらどうか。このあたり、業務が多様化すれば、その中で配置転換みたいなのがあるとすると、どのお金で育った人間がどのポジションにつくのか、こんなところも含めて納得感が薄れてしまう可能性もあるかなと懸念を持っている。

- そもそも受益者負担という言葉について、電力の消費者もこの機関の調整業務によってメリットを被っているという観点から、送配電のみならず、電力の最終需要家も広く薄く負担する形が本来は適切ではないかと感じている。携帯電話・固定電話を使っているとすると、ユニバーサルサービス料がとられる。ああいう形で広くみんなが負担すべきものではないかなという気もする。
- 最後に、今後業務が追加されていくということで、業務が追加されてから人を手当てするのではなく、事前に準備することが必要。ただしそうすると、費用負担が問題となる。増える仕事についての人の手当てや教育面について、今の資金でやることに会員企業が納得するのかという点もある。お金の手当てについても、業務が切り替わってからではなく、前倒しで資金手当てできていることが重要。
- 電力広域機関の重要な制度・政策の決定をする際に、最終的な受益者である需要家の利益にかなっているか、大所高所の観点から検討されているかということ。
- 評議員会に自分も参加していて、かなり配慮して議論の機会をいただいている。高度にテクニカルなところがあると思っており、もし改善すべき点があるとする、割と早い段階から、評議員の意見が聞かれるようなプロセスを作るというのはあり得るかと思う。全く議論していないというのは間違っていて、議論の質をどう改善するかという点では改善・検討の余地がある。
- 役員の任期の話だが、業務の継続性と新陳代謝をどうやって図ることかということ。この2つをどう両立できる仕組みや制度にできるかということだと思っている。是非検討いただきたい。
- 2015年発足時に着任された方が一斉にいなくなるという状況だとすると、業務の継続性から難しい状況に陥ると思っている。いずれの方々も専門性の高い方なので、次の代わりの方がすぐに見つかるかということも含めて、短期的な当面の課題として重要だという認識を持っている。場合に寄っては、今の当面的なルールと中長期的なルールを分けて考える必要がある。短期的には、残り5か月でいなくなるというのは、非常に問題があると思っている。
- 中長期的な解決というのは、任期を延ばせるようにするのが1つの方法。新陳代謝としてローテーションをして、一気に役員が抜けられないような運用を暫定的に行いながら任期を延ばすということではないか。すぐにできる話ではないかもしれないが、新陳代謝を確保するとして一定の定年制を設けるといった色んなアイデアがありうるので、少し検討していただきたい。

- 電力広域機関は独立役員という発想ではなく、全部執行側の人。そういう意味では業務の継続性として、10年以上在籍してもいいのではないかと思う。

#### 資料4 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社資料（海外類似機関調査について）

##### （委員）

- 日本の機関に一番近いのはPJMという理解で良いか。ヨーロッパはだいぶ異質な存在かと思っている。
- NERCやPJMのように規則や基準・ルールをつくる機能は電力広域機関にあるのか。
- オペレーションをしているという意味では、PJMが一番近いのか。
- 先程あったガバナンスの観点で、出向者を受け入れながら、中立性・公正性を担保しているというケースでいくとPJMが似ているのか。

##### （説明者）

- 送配電等業務指針は国の認可を受けることになるが、事業者を規律するルールブックの位置付けとなっている。法律で全て決まっているわけではないので、本機関が認可を受けて、それを事業者に求めていく機能となる。ENTSO-Eはビジョンに近く、2050年に向けて、カーボンニュートラルに注力している。どういった枠組みをつくっていけばよいか、割とインテンシブな議論をしている。本機関でいうとエリアに当たるが、各国間の調整業務として基本となるドキュメンテーション作成している。
- 現地に出向いた際、本機関は当直を持って調整業務をやっているため、オペレーターだと言われた。向こうは調整業務はやっていないため、キャラクターが違ふと入り口で言われた。ENTSO-Eは、どちらかというビジョンで引っ張っていく要素に近い。
- PJMは自前の職員でやっている。本機関と同様の組織はない。
- 基本ヨーロッパは各国TSOがあり複雑。アメリカは規制機関としてFERCがあるが、規制機関が日本よりもはるかに大きい。日本の場合は、規制機関が小さいので、他の国では規制機関が行っている業務の一部を本機関が行っている。TSOがたくさんいるなかで、その間の調整も本機関が担っている。そんなダブルの対策をやっている機関は他に存在しない。
- アメリカは連邦制なので、州という概念がある。ネットワークについては、州で閉じないため、FERCが権限を持っている。州をまたぐ取引も活性化していかなければならないため、供給区域のなかで電力会社が入り乱れている。従って、広域的運営が必要であり、PJMのようなRTOがいくつかつくられた。

- NERC はそれとは別に事業者団体として存在した。2003年にニューヨークが停電した頃に、アメリカでは、エネルギー政策の議論が継続されており、こうした中で、供給信頼度の確保のために、NERC に対して法的位置づけを与えた。本機関も供給信頼度評価を行っているが、アメリカはいくつかの地域に分けて、それぞれ供給信頼度評価を行い、様々なアラートを出すような機能。広域運用の必要性から生まれてきた組織はどこかという観点では、PJM は 90 年代後半に FERC のオーダー 888 に基づき独立系統運用期間としてステータスが与えられたため、本機関と共通項はある。ただし、日本よりも一般送配電事業者の運用に近いところもやっており、少し違う。

### (委員)

- 組織は似ていないという話だったが、電力広域機関が抱えているというか、今後考えていかなければならない課題に注目した時に、他の組織が類似する課題にどう向き合っているのかを参考にすべき。
- 先程、最初の資料で電力広域機関の業務に必要な人材像というところで、専門性が高いということで、出向者が主に勤めているという話があったが、PJM は自前の人間で対応できている点などを踏まえれば、歴史的にどうやって自前で運用できるように組織が育ったのか、似ていないところは前提としつつも、参考にできる部分がないのかという観点から、類似機関がどういうふうに特定の問題をハンドリングしているのかわかると、更に良いと聞いて感じた。
- それでうまくいく仕組みがもし日本にも適用可能であれば、人材の確保という観点から有益な可能性もある。今は、どちらかというところ、独立性・中立性をかなり気にするわけで、その点からプロパーを増やす、増やさないという議論があった。
- その点、出向でなくても、業界の関連企業から来た人に、どこまで中立性を持った仕事をしてもらえるかという点で、しっかりできるのであれば、選択肢が広がるという気もする。
- PJM も理事会の理事を決めるのは、指名委員会のなかで会員の中から選ばれた指名委員会を通して候補を決めている。客観性というか説明責任を果たした上で決めているので、任期を設けなくても、しっかり議論されているという説明がつけば、そういうやりかたも 1 つある。

### (説明者)

- PJM は前の CEO も別の電力会社の出身で、PJM の前身に転職してきている。
- キャリアアップの手段みたいな感じで転職するという人材の流動性が高い。規制者と非規制者との間の流動性すらある。コード・オブ・コンダクトが保たれていれば大丈夫との考え方。規制機関であっても、事業者出身の人が転職し立場を変えて働い

ていることが結構ある。その制約は、日本とは根本的・文化的に違うところがある。

## 資料5 事務局資料（電力広域的運営推進機関の検証について）

### （委員）

- 既にこれまで議論してきたので、むしろ整理の仕方かもしれない。資料5の1～3について、結論として問題ないと皆さん思っているが、委員からこういうところを留意しなければならない、課題としてこういうところがあるのではないかとというサジェスションがあったので、それを盛りこんでいただければと思う。
- 全国大での需給調整強化という本来の目的との関係から、更に強化するという課題を整理していただくと良いのではないかと。典型的な例として、系統情報の公開を進めるという点があるのではないかと。
- 効率性のスライド21の結論に異論はないが、これを基準に電力広域機関の効率性を図っていくとなると心配。海外の機関は必ずしも同じ役割ではないという話もあったので、現時点で削減効果が現れているのは大事だが、目的を達成するためにいかに効率的にやるインセンティブをうまれるような仕組みとなっているかが重要。1つの評価基準だとは思いますが、これだけで電力広域機関の効率的な評価になっていかないようにすること。
- 役割・機能の強化の基本的方向性の業務の2に「組織の透明性の向上」とあるが、どちらかというところは「中立性・公平性の確保・向上」ではないかと。
- 4-3はわくわくする。重要どころだと思う。新しく求められるイノベーティブな機能というか、系統は、様々な事業やビジネスなど創意工夫あふれるような、そうした一種の網というか、公共物になっている。系統情報の公開は、そういう意味でも重要だと思う。系統運用のイノベーションもそうだし、それを使って市場やビジネスをつくっていくプラットフォームの機能を電力広域機関に対応していただくところ、そういう内容を今後うまく入れていただければ。
- 前回議論が出たのは、今の、悪いと言っているわけではなくて、今後の機能強化・責務がアップしていくことに照らし合わせると、今の仕組みだとちょっと足りないで、もうちょっとこういったのを入れた方がいいのではないかと議論だったと思う。
- 例えば、この組織の効率性を何ではかるのかは、今は小さいから、お金かかっておらず、効率的にやっていると説明が、効率性かと思う。今後の効率性を見ると、何を減らして、組織の効率性を評価していくのかになるとは思うが解はない。責務に照らしてこういった観点から効率性を見ていくということがあるのではないかと。

- 外部から見たときに中立性や国民に対する説明という意味からは、様々なところで電力広域機関が担っている責務をまとめたものがあるかと思うが、目標とその達成成果を年次報告書に出していくとわかりやすいのではないかと、説明できるのではないかと思った。
- 目的適合性とは閣議決定された目的を順調に達成しているという評価で良いと思う。一方で、14頁目に中立的に電源の接続をしているということが書かれていない。割と重要な機能と思うので、もっと積極的に書かれても良い。特に、先程の御説明で983件は、中立性が事業者から信頼されているからこそその数字かと思う。数字を書くのは別として、もっと広がってきていることはアピールするべきではないかと思う。
- 中立性・公平性のところに関わるが、誰が審査担当にするのかという時に、利害関係のある出身の出向者は外すとか、個々の案件レベルでそういう利益相反がないということも注意しているのであれば、それについても書かれるべき。組織の中立性という表現とは少しずれるかもしれないが、業務運営上の中立性をはかっていますということかと思う。
- 問題は効率性をどう評価するという話だが、海外機関との比較となると、似ていないということであれば比較は難しい。
- PJMは割と歴史がある団体ということでもあり、創設5年の電力広域機関とどのように比較するのかとなると、やっている中身をまず比較しなければならないということはある。システム開発費が立ち上げ当初からかかっているのであれば、単純な外国との比較ではなく、こういうシステムをつくるのに、これだけ必要でこういうふうに行っているということを説明するべきではないか。システム開発費をかけたのに全然使っていないということではなくて、ちゃんとこういうところで成果を生み出しているシステム開発であるということが結局、目的達成のうえで、効率的だったかどうかということになる。
- そうなると、システムをつくるのにもっと安く作れたのではないかという話はまた別途あるかもしれないが、合算した数字だけで比べるのではなく、何のために使ったという数字なのかを示したほうが良い。
- 人件費も優秀でこの目的を達成するために必要な人材を連れてくるためであれば、出してもいいと思う。この表だけを見ると、1人当たりの人件費を削るという話になるので、この表はないほうが良いのではないかと。そういうことも踏まえて、今後の提言のところは、それほど違和感はないが、申請されたものを見て判断する。
- ワーキンググループがどのような役割を果たすことが求められているのか。検証ワーキンググループといった時に何を検証するか、これまでの話で複数の話が入り乱れているように感じている。当初またはこれまでの電力広域機関の目的と取組について、適正であったことを検証するのか、これから仕事が増えるということも踏まえ

て、必要な取組が行われる体制になっているのかを検証するのか。これまでの話とこれからの話が混ざっていると検証するという視点からもわかりにくい。当初の目的についてのパートと、これまでの変化に対応するというパートを明示的に分かれていた方が、もしかしたら良いのかと考えている。

- 接続についての問合せの話。983 件の数字は、これだけが効果ではないと思う。おそらく、直接的に電力広域機関に聞けるということだけではなく、不満があった場合も電力広域機関に相談できるということで、直接事業者に相談したとしても、不利益な扱いを受けづらいという間接的な効果もあると思う。
- 抑止効果が完璧に効いたら電力広域機関への問合せがゼロになったとしても、効果があるのかもしれない。何かあれば、電力広域機関に言えるのだからということで、抑止力のもとでいっさい紛争が起こらないという状況もありえる。定量的にいえなくなるが、定性的な機能でも良いので明示されると、電力広域機関の役割についてより理解が深まるのではないか。波及効果も含めて、この組織の果たす役割を明示できれば良いと思う。
- 先程から効率性をどうはかかるとかという話があり、確かに海外機関との比較も難しい。予算実績として予算を使い切らなかったのが効率的かということ、そもそも予算がどうだったのかという話になり、なかなか数字だけで効率的かを判断すると難しくなる。
- じゃあどうすればいいのかとなると、CIO 補佐官が精査するとか、一般競争入札を実施するとか、さらにチェックが徹底されているか、効果として安いシステムを導入したがエラーが起こりうまうまいかなければ本末転倒なので、スケジュール通りは進められ、求められる効果が出ているのかを電力広域機関でどう検証して、チェックをしているということが、最終的な効率性の追求になってくると思う。そのチェックを誰が担うのかということ、監査室なのか、もしくは外部のシステム関係とか会計周りであれば会計監査を入れるのかという話もある。会計監査は数字のチェックであり、効率性の監査までは、なかなか踏み込めないところがあるので、内部的なところで誰が結果をチェックするのかという仕組みをつくっていくしかない。ガバナンスの強化というところで、外部監査を導入するという話もあり、それは1つのやり方だが、業務監査というところでは、なかなか外部監査でのチェックはつらいところがある。
- 外部監査の評価のみならず、執行側の評価もあわせて内部監査室の体制としてのチェックが必要。外部監査で見ているからいいよという話ではなくて、内部監査のチェック、業務の範囲が広がるのであれば、それに応じたモニタリングをあわせて検討していただければと思う。
- 他の会員、大きな電力会社ではなく、新しい発電とかやっている方や小売をやっている方からの評価をもっとちゃんと聞いたほうが良い。

- 資料に電力会社と新電力からの意見が書いてあった。総会でそういう意見が出てきたことはあったが、総会に個々の割と規模の小さな発電事業者がどれだけ出席されているかわからないところもあるので、意見の集約を考えても良い気がする。電力広域機関から我々がやっていることはどうでしょうと聞いても、あまり客観的な答えが返ってこないかと思うので、聞き方は注意する必要がある。もし変えるとしたらどういったことがあるのか、せっかくの機会なので、間に合うようであればどこかで考えた方が良い。

### **お問合せ先**

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

電話：03-3501-1749

FAX：03-3580-8485